

## 「羽島市移住体験住宅」利用申込書

別紙利用規約に同意し、以下の事項に間違いのない事を誓約し、必要書類を添付し、羽島市移住体験住宅の利用を申込みます。

なお、審査の結果、利用申込みを、不同意となった場合においても異議の申立を致しません。

申込者	住所		
	氏名  生年月日 年 月 日		
連絡先	Tel — —		
	メールアドレス		
利用予定の家族	氏名（生年月日・申込者との関係）		
申込者の勤務先等			
申込者年収	万円	利用期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
駐車場利用予定の方	車種 幅 長さ  （車種によっては、駐車場利用不可の場合があります。）		
利用の動機  （将来の移住計画等）			
反社会的勢力の排除	一 申込者又は家族が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はそれらの構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと  二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと		
添付書類	入居者予定全員の本人確認書類 （運転免許証等＋住民票）  収入の確認できる書類 （申込者の源泉徴収票等）		

# 利 用 規 約

利用者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- ② 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
- ③ 移住体験住宅の目的以外に使用してはならない。
- ④ 模様替え、増改築、又は工作物の設置を行ってはならない。
- ⑤ 犬、猫、小鳥、虫等動物、鳥類、虫類の持ち込み、飼育を行ってはならない。
- ⑥ 施設内の喫煙をしてはならない。
- ⑦ 利用料（家賃）は前払い（水道光熱費の基本料金を含む。）
- ⑧ 水道光熱費の基本料金を除く使用料は、後払いとして、請求した金額を、家賃と共に振り込む事。

利用者は以下の事項に留意しなければならない。

- ① 施設内に、害虫、カビの発生しないよう、清掃に努める事。  
(風呂の使用後は、換気に努める)
- ② 駐車場使用の際は、道路にはみ出ないよう努める事。
- ③ ゴミは、羽島市のルールに従い分別し、指定の場所、日時に搬出する事。

利用者は以下の原状回復義務を負担する。

- ① 利用者が、故意又は過失により体験施設を滅失、又は損傷した場合は、利用者はこれを原状に復し、又はその費用を賠償する責任を負担する。
- ② 体験施設の利用を終了する時は、利用期間内に設備その他を、利用開始の状況に回復し、次の利用者が快適に利用できるように清掃し、施設を明け渡す事。
- ③ 原状回復及び清掃が不十分な場合は、その費用を利用者に請求する事が出来る。